

# 日本小児循環器学会分科会認定審査施行細則

平成 28 年 1 月 11 日制定

## (目的)

第 1 条 日本小児循環器学会分科会の認定審査を円滑に進めるため、日本小児循環器学会分科会認定審査施行細則を定める。

## (審査)

第 2 条 認定の審査は申請書類をもとに、日本小児循環器学会学術委員会において行い、委員会は審査結果を理事会に報告し承認を得る。

2. 認定の審査は原則として1年に1回行う。

## (認定基準)

第 3 条 認定基準は以下の通りである。

- (1) 小児循環器学会に含まれる専門領域に関する会であること
- (2) 代表者は本学会理事または評議員であること
- (3) 正会員数は 50 名以上であること
- (4) 正会員のうち過半数が本学会正会員によって構成されること
- (5) 会の目的、事業内容、組織構成が明記された会則をもって運営されていること
- (6) 会員からの年会費で運営されていること
- (7) 年1回以上の定期的学術集会在開催され、3年以上の実績があること
- (8) 学術集會として抄録またはプログラムが整備されていること
- (9) 学術集會のプログラムには一般演題とシンポジウム・特別講演等が含まれること
- (10) 小児循環器学会が定める COI を開示すること

## (申請手続き)

第 4 条 必要な申請書類は以下のものである。

申請書 (様式 1-1)

- (1) 分科会会則
  - (2) 代表者を含めた会の運営に関わる者 (幹事など) の氏名と所属のリスト (様式 1-2)
  - (3) 過去 3 回以上のプログラム (抄録があれば添付すること)
  - (4) 過去 3 回以上の参加者数と日本小児循環器学会正会員の割合
2. 前項の書式一式を添えて、8 月末日 (当日消印有効) までに、日本小児循環器学会事務局に申請すること。
3. 封筒に「日本小児循環器学会分科会」申請書と朱書の上、【簡易書留】にて送付すること。
4. 分科会の名称、代表者または事務局に変更があった場合は速やかに届け出ること。(様式 1-3)

(認定)

第5条 学術委員会における審査結果をもとに、理事会において承認された場合には「日本小児循環器学会分科会」として認定される。

2. 期限内に認定の申請があったものは、翌年の1月末日までに認定作業を終了する。
3. 新しく認定された分科会の認定資格は翌年4月1日より有効とする。

(参加証の発行)

第6条 認定を受けた分科会は、学術集会参加者に対して、理事会が定める参加証を発行すること。

(様式1-4)

付則

(施行期日) この規約は、平成28年1月11日から施行する。